

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
D 6 - 4 4 0	整理箱等

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>		<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
D 2 - 5 7 0	全	衣類整理箱等
D 2 - 5 7 1	全	衣類整理箱
D 2 - 5 7 2	全	乱れ箱
C 3 - 5 1 2	一	洗濯かご

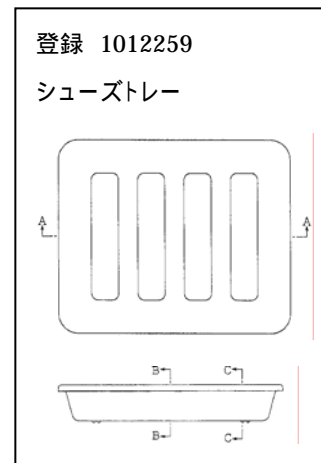
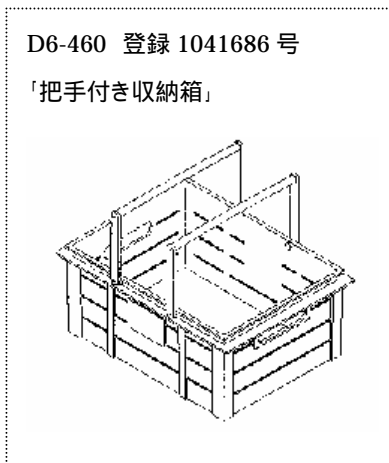
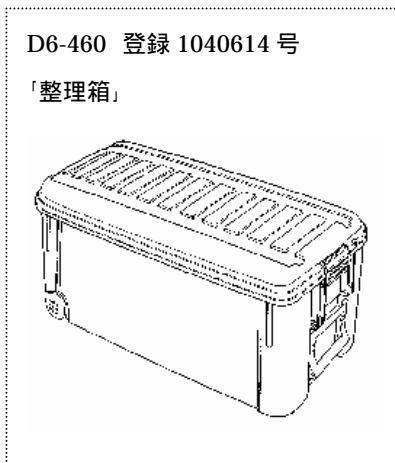
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
C 0 - 1 1 0	小物整理箱 卓上の身の回り品整理箱
D 6 - 5 1 台	収納棚、載置台
F 2 - 7 1 台	事務用整理保管箱
G 1 - 5 0 1	運搬用容器
K 1 - 5 3	工具箱
K 2 - 7 2	釣用小物ケース

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
整理箱	衣服収納箱	衣類整理箱
乱れ箱		

**定義**

- ・ D 6 - 4 4 台は箱状の整理、収納用具で、整理・収納部が1つのものを分類する。
- ・ 複数個積み上げ可能なものを含む(収納部が2段あるいは2列以上に構成されたものは収納棚等)。
- ・ 蓋、上面についた戸・扉、取手、キャスターの有無を問わない。
- ・ 深さが浅いもの(トレー状に近いもの)でも、側面、底面がパネル構成のものを含む。



**他の分類との関係(含まれない物品、意匠)**

C0 - 11台(小物整理用具)

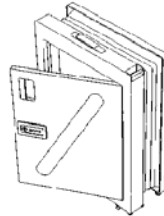
- ・ (物品名称、物品の説明等において、)装身具を含む身の回り品等の整理・収納専用であるもの
- ・ 携帯するもの

C5 - 3240(食品収納ケース)

- ・ (物品名称、物品の説明等において、)主に調味料類の食品の収納専用であるもの

D0 - 100(住宅用受け箱等)

- ・ 配送荷物受けは、ワンボックス状でも、D0 - 100



D0 - 100  
登録 1017845 号  
配送荷物用受け箱

D6 - 51台(収納棚等)

- ・ 大型のもの。小型か大型かの区別が形態上判然としないものは、D6 - 5台。
- ・ 整理、収納部が2段あるいは2列以上あるもの
- ・ 垂直面に開き扉、引き戸が付いていれば、収納空間が一つ(ワンボックス状)でもD6 - 51台。

F2 - 7台(事務用整理保管具)

- ・ (物品名称、物品の説明等において、)用紙、事務用品の整理・収納専用であるもの

F2 - 73140(本立て等)

F2 - 714(情報記録媒体整理保管具)

D6 - 55(下駄箱)

- ・ 本、CD、靴を収納する箱はここへ分類するが、単純箱状ではない専用の形状をしているものは、F2 - 73140本立て等、F2 - 714情報記録媒体整理保管具、D6 - 55下駄箱に分類する。

G1 - 501(運搬用容器)

- ・ (物品名称、物品の説明等において、)整理・運搬を目的とする容器

K2 - 72(釣用小物ケース)

- ・ (物品名称、物品の説明等において、)釣用小物の整理・収納専用であるもの

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

**過去に分類した物品の名称**
